

(別紙様式4)

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
放送受信契約	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	日本放送協会 釧路市帯舞町3-8	8011005000968	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・放送法の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	1,235,409	1,235,409	100.000		
定期刊行物「北海道建設新聞」購入	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	(株)北海道建設新聞社 函館市五枝郭町1-14	5430001021831	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・再販売価格維持制度が維持されており、供給元が出版元に限られるため。	1,764,000	1,764,000	100.000		
定期刊行物「北海道通信日刊建設版」購入	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・再販売価格維持制度が維持されており、供給元が出版元に限られるため。	5,443,200	5,443,200	100.000		
積算資料電子版の利用	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人経済調査会 北海道支店 北海道札幌市中央区北2条西3丁目2番地	1010005002667	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,755,600	1,755,600	100.000		
Web建設物価の利用	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人建設物価調査会 札幌市中央区北1条西4丁目1番地2	6010005018675	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,326,720	2,326,720	100.000		
登記情報提供業務(単価契約)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人民事法務協会 東京都千代田区内神田1丁目13番7号 四国ビル(現住所)	4010005003407	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,160,715	1,160,715	100.000		単価契約
道路・占用物件管理情報処理業務(札幌道路事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	1010005018903	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	6,236,150	6,235,900	99.996		
情報共有ファイルサーバー式借入れ及び保守	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	大洋事務機株式会社 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番1号	4430001009745	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・過年度において複数年度の買借期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、買借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	2,580,600	2,580,600	100.000		単価契約
堰堤維持の内 芦別ダム管理補助業務(岩見沢河川事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	電源開発株式会社 東京都中央区銀座六丁目15番1号	6010001050764	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・「桂沢ダムの管理に関する協定書」に基づき、当該受注者に管理を委託することとしているため。	67,738,000	67,595,000	99.789		
砂川遊水地管理棟等施設管理(滝川河川事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	(一財)石狩川振興財団 北海道札幌市北11条西2丁目	7430005010481	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	12,337,122	12,331,000	99.950		
新桂沢ダムオイルフェンス賃貸借(幾春別川ダム建設事業所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	岩間工業株式会社 北海道古平郡古平町大字本町42番地	4430001050947	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件は、新桂沢ダム堤体建設第3期工事(令和3年2月26日～令和6年度2月26日)において受注者(幾春別川ダム建設事業所)と共同受注者(幾春別川ダム建設事業所)と共同受注者(幾春別川ダム建設事業所)が賃貸借した汚濁水垢防止フェンスを工事終了後も引き続き賃貸借を行うものである。 本施設は、当該受注者が令和5年度の工事期間中に所有者である岩間工業株式会社から借り受けたものであるが、工事終了後も継続して使用するため。	2,682,680	2,682,680	100.000		
一般国道12号美幌市光珠内改良外一連工事仮設防護柵外賃貸借その1桃根(岩見沢道路事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	(株)エムオーテック 札幌支店 北海道札幌市中央区北1条西2丁目1番地	3010401095107	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件は、一般国道12号美幌市峰延道路事業として施工している光珠内改良外一連工事において使用していた仮設物(仮設防護柵、H形鋼)を次年度工事においても使用するため継続して賃貸借を行うものである。 本施設は、前年度工事完了後から次の工事着手までの間、賃貸借を行うものである。	2,141,785	2,141,785	100.000		
一般国道12号美幌市光珠内改良外一連工事仮設防護柵外賃貸借その2光珠内橋ほか(岩見沢道路事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	ヒロセ株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北4条東1丁目2番地3	7120001205067	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件は、一般国道12号美幌市峰延道路事業として施工している光珠内改良外一連工事において使用していた仮設物(仮設防護柵、鋼矢板)を次年度工事においても使用するため継続して賃貸借を行うものである。 本施設は、前年度工事完了後から次の工事着手までの間、賃貸借を行うものである。	2,191,602	2,191,586	99.999		
河川計画課共有サーバシステム一式借入及び保守	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	大洋事務機株式会社 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番1号	4430001009745	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・過年度において複数年度の買借期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、買借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	1,181,400	1,181,400	100.000		単価契約
洪水予測システム一式借入及び保守	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	みずほ東芝リス株式会社 北海道札幌市西區琴似四条2丁目1番2号	4010701026198	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・過年度において複数年度の買借期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、買借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	50,614,740	50,614,740	100.000		単価契約
札幌開発建設部管内 道路防災気象情報提供	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	18,271,000	18,227,000	99.759		
青山ダム 取水導水設備保管(札幌北農業事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	西田鉄工(株) 札幌支店 北海道札幌市北区北7条西4丁目	6330001012889	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・「平成31～令和3年度施行 藤津山農業水利事業 青山ダム取水導水設備製作据付工事」において、青山ダムにおける取水口・土砂ゲートの更新とトンネル導水管の製作・据付を実施することとしたが、関連する土木工事の遅延により、当該工事での現地据付が出来なくなったため、製作した資材の保管が必要となった。 保管対象となる資材は、そのほとんどが大型重量物であり、保管には全体で約1,200m ² の面積が必要であること、保管する資材の中にはゲートの開閉装置等の精密機械も含まれており、資材に応じて適切な管理が必要となることから、その取扱及び保管方法を熟知している製造元に保管する必要があるため。	4,866,180	4,862,000	99.914		
石狩川下流降雨予測情報外提供	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	31,119,000	31,075,000	99.859		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
官報公告等掲載契約	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	6010405003434	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	5,087,082	5,087,082	100.000		単価契約
滝里ダム防災施設等維持委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	芦別市 北海道芦別市北1条東1丁目3番地	9000020012165	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・「滝里ダム防災施設等維持管理委託協定書」に基づき、当該受注者に管理を委託することとしているため。	22,595,210	22,595,210	100.000		
令和6年度歩行者利便増進道路制度の機動的な運用やエリア物流マネジメントによる都心部中通り魅力化に向けた社会実験委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	札幌都心交通研究会 代理人(株)ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号		会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本業務は、国土交通省道路局が公募した「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)」に札幌市が申請した「歩行者利便増進道路制度の機動的な運用やエリア物流マネジメント」による都市部中通り魅力化に向けた社会実験」が採択され、当該事業者が実験の実施主体であるため。	8,998,000	8,998,000	100.000		
新千歳空港平行誘導路複線化整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	公益財団法人北海道埋蔵文化財センター 北海道江別市西野幌685番地1	2430005010750	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本業務は、新千歳空港平行誘導路複線化整備事業施行地内において、文化財保護法第94条の規定に基づき、埋蔵文化財の記録・保存のために事業施行前に発掘調査を実施することを目的とするものである。 国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については、北海道教育委員会に対して毎年度に翌年度の発掘調査予定箇所を事前に協議することとされており、協議を受けた北海道教育委員会は、全道の国の機関等が行う発掘調査予定を取りまとめた上で発掘調査業務を円滑に実施するために受託可能な団体を決定している。 当該事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については、北海道教育委員会教育長から開発監理部長を経由して、公益財団法人北海道埋蔵文化財センターを選定し、同法人が受託する旨の通知があった。 公益財団法人北海道埋蔵文化財センターは、北海道内の埋蔵文化財発掘調査を行うとともに、文化財の保護及び活用を図るために必要な事業を行い、本道文化の向上に寄与することを目的に設立された法人であり、発掘調査に関する数多くの実績があるため。	405,955,000	405,955,000	100.000		
石狩川改修工事の内 祝梅川築堤盛土工事(右岸)に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月1日	公益財団法人北海道埋蔵文化財センター 北海道江別市西野幌685番地1	2430005010750	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本業務は、石狩川改修工事の内祝梅川築堤盛土工事(右岸)施行地内において、文化財保護法第94条の規定に基づき、埋蔵文化財の記録・保存のために事業施行前に発掘調査を実施することを目的とするものである。 国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については、北海道教育委員会に対して毎年度に翌年度の発掘調査予定箇所を事前に協議することとされており、協議を受けた北海道教育委員会は、全道の国の機関等が行う発掘調査予定を取りまとめた上で発掘調査業務を円滑に実施するために受託可能な団体を決定している。 当該事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については、北海道教育委員会教育長から開発監理部長を経由して、公益財団法人北海道埋蔵文化財センターを選定し、同法人が受託する旨の通知があった。 公益財団法人北海道埋蔵文化財センターは、北海道内の埋蔵文化財発掘調査を行うとともに、文化財の保護及び活用を図るために必要な事業を行い、本道文化の向上に寄与することを目的に設立された法人であり、発掘調査に関する数多くの実績があるため。	202,727,800	202,727,800	100.000		
千歳川水辺環境調査実施(千歳川河川事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月4日	株式会社エコテック 北海道札幌市中央区北三条西2丁目1番地28	4430001002287	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	8,767,000	8,767,000	100.000		
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営美瑛茶志内地区事業の換地処分等	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月5日	北海道 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・土地改良法89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	156,453,900	156,453,900	100.000		
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営美瑛地区事業の換地処分等	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月5日	北海道 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・土地改良法89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	81,682,000	81,682,000	100.000		
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営雨竜著寒地区事業の換地処分等	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月8日	北海道 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・土地改良法89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	76,351,100	76,351,100	100.000		
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営南長沼地区事業の換地処分等	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月8日	北海道 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・土地改良法89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	105,432,000	105,432,000	100.000		
地域防災力向上業務(滝川河川事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月9日	まち・川づくりサポートセンター 北海道滝川市緑町7丁目7番47号	4430005010567	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	7,999,464	7,997,000	99.969		

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
江別地域 低濃度PCB廃棄物処理	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月9日	JX金属吉小牧ケミカル株式会社 北海道吉小牧市宇勇152番地	8430001053450	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本業務は、完了地区の土地改良施設の更新で発生した、現在当部で保管管理しているPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだ排水機場鉄骨等について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月法律第65号)に基づき処分を行うものである。 PCBを含んだ機器の処分については、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成15年8月・平成27年3月変更)により実施し、PCB廃棄物保管事業者自ら又は中間貯蔵・環境安全事業株式会社もしくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月法律第137号)に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、適正に処分しなければならないと定められている。 これら国(環境省)の処分計画に基づき北海道は、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣による無害化処理認定施設を活用して、令和9年3月までに処理する年次計画を定め、当該計画に沿って事前に登録されたPCB廃棄物の処理を進めているところである。当該低濃度PCB廃棄物(塗膜付金属)の処分について、北海道外の処理施設で処分する場合は船舶等による長距離輸送を要するのに対し、北海道内の処理施設で処分する場合は近距離の陸送のみで全体の費用面で優位である。北海道で、JX金属吉小牧ケミカル株式会社以外に低濃度PCB廃棄物処理法に基づき無害化処理施設の認定をうけ、低濃度PCB廃棄物を受け入れ処分できる業者はいないため、当該事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	22,164,450	22,164,450	100.000		
岩見沢市北村地域事業推進等調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月10日	岩見沢市 北海道岩見沢市嶋が丘1丁目1番1号	2000020012106	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	19,420,938	19,420,938	100.000		
川の安全利用学習会運営(札幌河川事務所)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月16日	株式会社北開水エコンサルタント 北海道帯広市東7条南17丁目1番地1	6460101001548	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	11,957,000	11,957,000	100.000		
河川事業実施計画資料作成外業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月23日	株式会社北開水エコンサルタント 北海道帯広市東7条南17丁目1番地1	6460101001548	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	11,990,000	11,990,000	100.000		
作業・支援系災害対策用機械操作訓練(その4)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月23日	株式会社アクティオ 北海道札幌市中央区大通西10丁目4番地133南大通ビル新館2	6010001034494	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 「北海道開発局札幌開発建設部災害対策用機械等の出動等に関する協定」を締結している者の中で、簡易遠隔操縦装置の訓練で使用される指定された規格等の重機のリースを扱う唯一の者であるため。	1,542,060	1,542,060	100.000		
調査系災害対策用機械操作訓練	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月23日	環境開発工業株式会社 北海道札幌市東区東雁来3条1丁目2番10号	2430001003618	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 「北海道開発局札幌開発建設部災害対策用機械等の出動等に関する協定」に基づき、調査系災害対策用機械の区分で協定を締結している唯一の者であるため。	10,581,884	10,408,590	98.362		
札幌開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務(単価契約)	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月23日	山田不動産鑑定 北海道札幌市中央区南十三条西21丁目2番24-503号		会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	177,100	177,100	100.000		単価契約 予定調達総額 6,459,200円
滝川排水機場外点検	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月26日	クボタ環境エンジニアリング(株)北海道支店 北海道札幌市中央区北三条西3丁目1番54	7010501003238	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本業務は滝川河川事務所及び空知川河川事務所管内に設置されている排水機場の点検を行う業務で、毎年度一般競争を行っており令和6年度においても一般競争の手続きを行ったが不調であった。国民の生命と財産を守る重要な機械設備の点検であり、出水期への万全な体制を早期に確保するため、令和5年度の受注者であり、当該業務を熟知し最も迅速で適切な対応ができる者と契約する。	52,437,000	52,250,000	99.643		
八幡排水機場外点検	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年4月26日	クボタ環境エンジニアリング(株)北海道支店 北海道札幌市中央区北三条西3丁目1番54	7010501003238	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本業務は江別河川事務所管内に設置されている排水機場の点検を行う業務で、毎年度一般競争を行っており令和6年度においても一般競争の手続きを行ったが不調であった。国民の生命と財産を守る重要な機械設備の点検であり、出水期への万全な体制を早期に確保するため、令和5年度の受注者であり、当該業務を熟知し最も迅速で適切な対応ができる者と契約する。	44,363,000	44,000,000	99.182		
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営岩見沢北村地区事業及び国営岩見沢大蘭地区事業の換地処分	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年5月7日	北海道 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・土地改良法89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づき、当該受注者と契約することが定められているため。	20,884,900	20,884,900	100.000		
南長沼地区 長沼地域事業推進調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月3日	ながめま土地改良区 北海道夕張郡長沼町旭町北1丁目1番19号	5700150033451	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	4,956,254	4,956,254	100.000		
南長沼地区 地域農業構造等調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月21日	長沼町 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1-1	4000020014281	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,000,694	2,000,694	100.000		
美唄地区外1地区 営農状況等調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月21日	美唄市農業協同組合 北海道美唄市大通東一条北1丁目2番1号	1430005006618	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	4,909,602	4,909,602	100.000		
美唄地区外1地区 区画整理事業推進等調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月21日	美唄市 北海道美唄市西三条南1丁目1-1	9000020012157	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,250,008	2,250,008	100.000		

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
篠津青山地区 当別地域受益動向調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月24日	当別土地改良区 北海道石狩郡当別町弥生53-96	3700150032422	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,485,305	1,485,305	100.000		
南長沼地区 営農状況等調査委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月26日	ながめま農業協同組合 北海道夕張郡長沼町銀座北1丁目5番19号	8430005006875	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,616,016	1,616,016	100.000		
雨竜署寒地区 用排水路整備推進調整等委託業務	小林 幹男 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年6月28日	雨竜土地改良区 北海道雨竜郡雨竜町宇尾白利加88番地126	8700150033746	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	5,624,540	5,624,540	100.000		
北海道地区 低濃度PCB廃棄物処理(岩見沢農業事務所)	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月2日	JX金属苫小牧ケミカル株式会社 北海道苫小牧市勇払152番地	8430001053450	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本業務は、土地改良施設の更新で発生した、現在当部で保管管理しているPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだ排水機増設費等について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月法律第65号)に基づき処分を行うものである。 PCBを含んだ機器の処分は、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(平成15年4月策定)により実施し、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が認可する施設若しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月法律第137号)に基づく処分を受けた「ポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処分しなければならない」と定められている。 これら国(環境省)の処理基本計画に基づき北海道は、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣による無害化処理認定施設を活用して、令和9年3月までに処理する年次計画を定め、当該計画に沿って事前に登録されたPCB廃棄物の処理を進めているところである。令和6年4月現在で北海道内にて廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を受け、受け入れ処分が可能な業者は、JX金属苫小牧ケミカル株式会社のみであり、当該事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	10,825,815	10,825,815	100.000		
自動車重量税印紙(20,000円券)102枚外4点購入(施設整備課)	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月4日	(株)フクリ企画サービス 北海道札幌市中央区北一条東1丁目2番地5	8430001014378	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・自動車重量税印紙は郵便切手類販売所等に関する法律により定価で販売することが定められており、価格の競争は生じない。 ・札幌開発建設部付近の売りさばき所のうち、銀行振り込みによる印紙購入代金の支払い対応可能であるため。	2,290,400	2,290,400	100.000		
札幌開発建設部管内地域づくり推進ビジョン資料作成外業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月16日	(株)ドーコン 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	5430001021765	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	7,844,100	7,810,000	99.565		
雨竜署寒地区 営農状況調査等委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月16日	きたそらら農業協同組合 雨竜支所 北海道雨竜郡雨竜町字満寿30番地の193	8450005001552	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,977,189	2,977,189	100.000		
北海道地区外6地区 空知地域受益動向調査等委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月16日	北海道土地改良区 北海道岩見沢市六条西7丁目1番地	3700150033511	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	11,905,221	11,905,221	100.000		
岩見沢北村地区外1地区 区画整理事業推進等調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月18日	岩見沢市 北海道岩見沢市場が丘1丁目1番1号	2000020012106	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,024,580	2,024,580	100.000		
雨竜署寒地区 農地集積等調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月22日	雨竜町 北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104	6000020014362	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	8,542,001	8,542,001	100.000		
岩見沢北村地区外2地区 営農状況等調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月24日	峰延農業協同組合 北海道美唄市宇峰延37番地	9430005006619	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,401,469	2,401,469	100.000		
篠津運河上流地区 篠津中央区域 受益地調査等委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月24日	篠津中央土地改良区 北海道石狩郡当別町字金沢1363番地21	5700150032420	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,453,013	2,453,013	100.000		
篠津運河中流地区外1地区 篠津地域受益動向調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月24日	篠津中央土地改良区 北海道石狩郡当別町字金沢1363番地21	5700150032420	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,976,963	2,976,963	100.000		
岩見沢北村地区外1地区 事業推進状況等調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月25日	いわみざわ農業協同組合 北海道岩見沢市二条西1丁目1番地	2430005006617	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,193,624	2,193,624	100.000		
篠津運河中流地区外2地区 南美原地域受益動向調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年7月29日	新えべつ土地改良区 北海道江別市八条8丁目5番地	9700150032532	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,387,716	1,387,716	100.000		
月形町雁里地域事業推進等調査委託業務	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年8月9日	月形町 北海道樺戸郡月形町1219	8000020014303	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,034,528	1,034,528	100.000		
幾春別川岩見沢市街築堤維持補修作業(岩見沢河川事務所)	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和6年8月20日	幾春別川をよくする市民の会 北海道岩見沢市場が丘1丁目1番1号		会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者であるため(企画競争方式)	1,089,000	1,089,000	100.000		
一般国道12号 美唄市 光珠内改良外一連工事仮設防護柵外資賃借その3 桃橋(岩見沢道路事務所)	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和7年12月12日	(株)エムオーテック 札幌支店 北海道札幌市中央区北1条西2丁目1番地	3010401095107	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 ・本件は、一般国道12号美唄市峰延道路事業として施工している光珠内改良外一連工事において使用していた仮設物(仮設防護柵、H形鋼)を次年度工事においても使用するため継続して賃貸借を行うものである。 本施設は、今年度工事完了後から次の工事手までの間、賃貸借を行うものである。	1,497,850	1,497,850	100.000		

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
一般国道12号 美瑛市 光珠内改良外一連工事仮設防護柵外賃借その4 光珠内橋ほか(岩見沢道路事務所)	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和7年12月22日	ヒロセ株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北四条東1丁目2番地3	7120001205067	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・本件は、一般国道12号美瑛市峰延道路事業として施工している光珠内改良外一連工事において使用していた仮設物(仮設防護柵・鋼矢筈)を次年度工事においても使用するため継続して賃貸借を行うものである。 ・本施設は、今年度工事完了後から次の工事着手までの間、賃貸借を行うものである。	1,532,689	1,532,677	99.999		
防災用携帯電話購入	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和7年12月17日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)北海道支社 北海道札幌市中央区北一条西14丁目6	7010001064648	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・北海道開発局防災業務計画の災害時通信手段において、有線・無線系、地上系・衛星系による通信路の多ルート化の推進を図るとともに、緊急情報連絡用の回線として携帯電話、衛星通信移動局等の移動通信回線を活用することとされており、防災用携帯電話機を担当職員に貸与しており、故障修理交付を終了した機器については順次更新を行っている。携帯電話を防災時に使用するにあたりメールを開発者に早急に一斉通報する機会が多く、NTTドコモがメール1通あたりに一斉通報通知可能数が100件まで送信できること、また既に保有している防災用携帯電話については、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが提供する「あんしんマネージャーNEXT」で一括管理しており、更新後の防災用携帯電話についても既存回線を使用し「あんしんマネージャーNEXT」を設定の上管理を行う必要がある。これらの対応が可能な者はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)のみであり、当該事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	3,660,250	3,660,250	100.000		
サイクルシェアリング自転車走行履歴データ作成	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和7年1月21日	特定非営利活動法人 ポロクル 北海道札幌市厚別区厚別中央一条5丁目4番1号	5430005012281	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・本件は、国土交通省の重点施策の一つである安全で快適な自転車利用環境創出の観点から、札幌都心部における自転車利用の走行場所について現状・課題を把握するとともに、国道12号および国道36号、国道230号の自転車通行空間の整備効果を把握し、より安全で快適な自転車通行空間等の整備手法検討に活用するため、生活利用、ビジネス、観光などの多様な利用状況の自転車起終点データ、自転車走行の位置データを整理・作成するものである。特定非営利活動法人ポロクルは、観光振興やまちの魅力創出の観点、環境に配慮した交通手段を活用したまちづくりに貢献するため、公共性に資する目的でサイクルシェアサービを行っており、上記データを保有する唯一の事業者であるため。	2,215,180	2,200,000	99.315		
札幌開発建設部本庁舎1階契約企画課ほかファンコンベクター修繕	桑島 正樹 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	令和7年1月21日	藤井設備株式会社 北海道札幌市豊平区美園十一条6丁目1番24号	4430001021147	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・札幌開発建設部本庁舎は、地下ボイラーより温水を循環させファンコンベクターにより温風を放出して暖房としているが、1階と5階の一部ファンコンベクターが水漏れ等により停止し、温風が出ない状態となっている。部品交換等の修繕にあたっては、既存の制御装置と密接不可分であるため、修理の対応、制御装置との動作確認等は本機器を設置した業者のみであり、当該事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	1,430,000	1,430,000	100.000		

単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。